

Team Happiness メディカルケア Kids Lab.

身体拘束等の適正化の ための指針

2023年6月作成

1. 身体拘束等の適正化に関する基本方針

当事業所は、利用児の尊厳と人権を最大限に尊重するという基本理念に基づき、いかなる理由があっても、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、利用児本人または他の利用児の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合に限り、最小限の期間と方法で行い、その過程と解除を厳格に管理します。

2. 身体拘束等の定義と種類

本指針における「身体拘束等」とは、利用児の行動の自由を制限し、尊厳を侵害するすべての行為を指します。

種類	定義と具体例
身体的拘束	紐やベルト、衣類、柵などを使用し、身体の動きを抑制する行為。 例：車椅子や椅子に紐で縛り付ける、ミトンを使用する。
行動制限	薬物の過剰投与、隔離、特定の行動を禁止する等の心理的な抑制行為。 例：向精神薬の過剰または不適切な投与、特定の部屋に閉じ込める、一定時間椅子に座り続けることを強制する。

3. 身体拘束等を行う際の要件（三原則）

身体拘束等は、切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たし、他の代替手段がない場合にのみ、例外的に認められます。

原則	内容	適用基準
切迫性	利用児本人または他の利用児の生命または身体に危険が及ぶ可能性が極めて高いこと。	他の危険な行為（例：自傷行為、他害行為）を差し迫って防ぐ必要がある。
非代替性	身体拘束等の代替となる支援方法を、可能な限り検討し尽くしたにもかかわらず、危険を回避できないこと。	環境調整、声かけ、職員の増員、別の支援計画など、あらゆる手段を試した。
一時性	身体拘束等は、最も短い時間で実施し、その必要性がなくなった場合には直ちに解除すること。	拘束の目的が達成された、または危険な状態が去った時点で即座に解除する。

☆ 三原則にあてはまる場合でも、身体拘束を行うまでに、以下の点についての検討を行う。

<管理者>

- ・事業所の責任において取り組んでいるか。
- ・事業所の都合で、本人が望まない行為を強いていないか。

<従業者>

- ・本当にその拘束をしないと危険なのか
- ・「こうしてほしい」というその人のサインを見過ごしていないか
- ・提供している支援の在り方に改善の余地はないか
- ・本人の問題ばかりに気を取られていないか
- ・「こうしたらどう？」という同僚の声を聞いているか
- ・要支援者があなたやあなたの大切な家族であっても今の支援が最も適切であると思うか

当事業所における身体拘束

当事業所における身体拘束は、基本的に以下の場合に考慮する。

- ① 他者、本児へ殴りかかるなど何らかの暴力行為により危害が加わる可能性がある場合。
- ② 器物を破損損壊させ、他者、本児へ危害が加わる可能性がある場合
- ③ 急な飛び出し等、他者、本児への危害が加わる可能性がある場合
- ④ その他、何らかの状況により、他者、本児へ何らかの危害が加わる可能性がある場合

当事業所における身体拘束の方法

- ① 身体拘束の為の器具は基本的には使用しない。
- ② 別エリア（カームダウンできる）への強制的な移動（抱きかかえる等）
- ③ 危険行動の阻止
- ④ その他、本児、他者への危害が最小限となるような行為とする。

※身体拘束について石川県 障害者福祉施設・事業所における 障害者虐待の防止と対応の手引きに準じ行うものとする。

4. 身体拘束等を行う際の手順

やむを得ず身体拘束等を行う必要が生じた場合は、以下の手順を厳格に踏みます。

責任者への報告と決定

現場の職員は、直ちに責任者へ報告し、緊急やむを得ない状況であることを説明して指示を仰ぐ。責任者が三原則に基づき実施を判断する。

医師への相談

可能な限り速やかに主治医または連携医療機関の医師に相談し、身体拘束等の内容と期間について指示を仰ぎ、記録する。

保護者への説明と同意

拘束の必要性、理由、方法、期間について、速やかに保護者に説明し、理解と同意を得る。

記録とモニタリング

身体拘束等の実施日時、開始・解除時間、理由、方法、利用者の心身の状態を詳細に記録する。実施中は職員が頻繁に利用児の状態を観察(モニタリング)し、危険性や苦痛がないか確認する。

解除と再検討

必要性がなくなり次第、直ちに拘束を解除する。解除後、拘束に至った状況と原因、再発防止策を職員会議等で検討する。

5. 身体拘束廃止に向けた組織的な取り組み

事業所全体で、身体拘束等ゼロを目指すための活動を継続的に行います。

啓発・研修の実施

全職員を対象に、身体拘束等の基礎知識、リスク、虐待防止、代替支援方法に関する研修を年1回以上定期的に実施する。

新規採用職員には、採用時に必ずこの指針に関する研修を行う。

検討委員会の設置

身体拘束等の適正化を推進するための「身体拘束等適正化委員会」(または虐待防止委員会)を設置し、定期的に開催する。

委員会では、拘束に至った事例の検証、代替支援の検討、研修内容の策定を行う。

環境整備と代替支援の推進

利用児の行動を制限する必要が生じないよう、環境整備（危険物の撤去、個別スペースの確保など）を積極的に行う。

個々の利用児の特性に応じた「個別支援計画」に、拘束を避けるための具体的な代替支援方法を明記し、職員間で共有する。

6. 記録の保管と情報公開

身体拘束等の実施記録、保護者への説明同意書、委員会の議事録、研修記録などは、関連法令で定められた期間適切に保管する。

本指針は、事業所の運営規程に定め、利用希望者や保護者にいつでも閲覧できるよう公開する。

7. 虐待の相談・通報窓口について

虐待防止マニュアル参照

<変更・廃止手続き>

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2023年7月1日から適用する。

以上

倫理要綱

前 文

医療的ケアのある子どもたちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、医療的ケアのある子どもたちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、医療的ケアのある子どもたちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、医療的ケアのある子どもたちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、医療的ケアのある子どもたちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、医療的ケアのある子どもたちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

職員行動指針

Team Happiness.株式会社は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため「Team Happiness.株式会社 職員行動の指針」を定め、法人内外に示します。

Team Happiness.株式会社のすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

1. 【社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底】

Team Happiness.株式会社は、関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

2. 【環境保全・安全衛生の推進】

Team Happiness.株式会社は、地球的規模の環境破壊が進む中で、その抑止に日ごろから関心を持ち、取り組みます。

利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

3. 【社会貢献の推進】

Team Happiness.株式会社は、地域や社会に根ざした法人であるために、社会貢献活動を行います。

4. 【人権の尊重】

Team Happiness.株式会社は、差別のない公平な法人であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

5. 【プライバシーの保護】

Team Happiness.株式会社は、プライバシーの保護に最大限の努力をします。

6. 【個人情報の保護と管理】

Team Happiness.株式会社は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行います。

7. 【公正・公平な取引の推進】

Team Happiness.株式会社は、公正且つ公平で健全な取引を行います。

8. 【行政機関等との関係】

Team Happiness.株式会社は、自立した法人として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

9. 【説明責任（アカウンタビリティ）の徹底】

Team Happiness.株式会社は、利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。